## 1 郵便入札とは

郵便により入札書を送付する入札方法をいいます。

#### 2 郵便入札の対象となるもの

三島町が発注する指名競争入札の方法により契約しようとする工事並びに測量、調 香及び設計業務が対象となります。

3 入札の参加方法について

入札への参加については、以下の手続きとなります。

- (1)郵送の方法
  - ①「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる郵送となります。
  - ②普通郵便やメール便又は特定記録郵便など、その他の方法による入札は受付できません。
  - ③入札書は、二重封筒(内封筒及び外封筒)にて郵送してください。
  - ④入札書の到達期限は、入札書に記載してある期限までです。期限までに到達しない入札書は、棄権(不参加扱い)となります。
- (2) 内封筒について
  - ①封筒の規格については、長形40号(90mm×225mm)又は長形3号(120mm×235mm) を使用してください。
  - ②内封筒には、必ず入札案件ごとの入札書を封入してください。複数の入札書を入れて郵送された場合はすべて無効となります。
  - ③内封筒には、必要事項を記載の上、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で 封緘(糊付け・封印)して下さい。

#### ※内封筒の記載項目

- ①商号又は名称
- ②工事等番号
- ③工事等名
- ④工事箇所
- ⑤開札日

### (3)外封筒について

- ①封筒の規格については、長形3号 (120mm×235mm) 又は角形2号 (240mm×332mm) を使用してください。
- ②複数の指名を受けている場合は1つの外封筒に入れることも可能です。

具体的な記載方法については内封筒 記載例をご覧ください。

#### ※外封筒の記載項目

- ①住所
- ②商号又は名称
- ③代表者名
- ④入札書在中(※朱書き) ただし、外封筒に複数の内封筒を 入れた場合は、その下に件数
- ⑤一般書留又は簡易書留(※朱書き)

(4)郵送先

郵送先については、入札執行担当課へ送付してください。

#### 4 入札書の取り扱い

開札時に内封筒に記載誤り等があった場合は、開札は行わず、入札は無効となります。本町に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認の上、提出してください。

また、入札が中止又は取り消しとなった場合、入札書は返却しません。

#### 5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を書面で入札執行課へ提出してください。また、入札書提出後の辞退は原則、認めません。

## 6 開札の立会い

郵便入札の指名業者のうち立会いを希望する者があるときは、開札に立ち会うこと ができます。なお、代理人が立会いを希望される場合には立会委任状を持参してくだ さい。

また、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会います。

## 7 再入札について

入札回数は、2回までとします。

入札の結果、落札者がいなかった場合には、2回目の入札を行います。応札者に対して2回目の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書提出期限及び入札日を記載したものをFAXで送付します。

#### 8 同額入札の場合

開札の結果、最低価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじにより落札者を決定 します。くじについては、当該入札の入札事務に関係のない職員が行います。

具体的な記載方法に ついては外封筒記載 例をご覧ください。

## 9 入札結果の通知

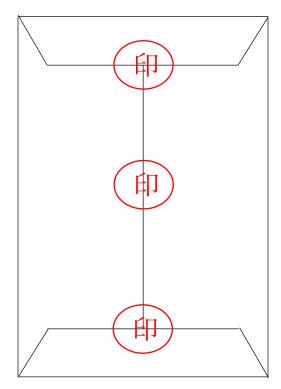
落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、落札者以外の参加者へは 三島町ホームページへの入札結果の公表をもって通知に代えます。

# 内封筒の記載例

内封筒 (表)

内封筒(裏)

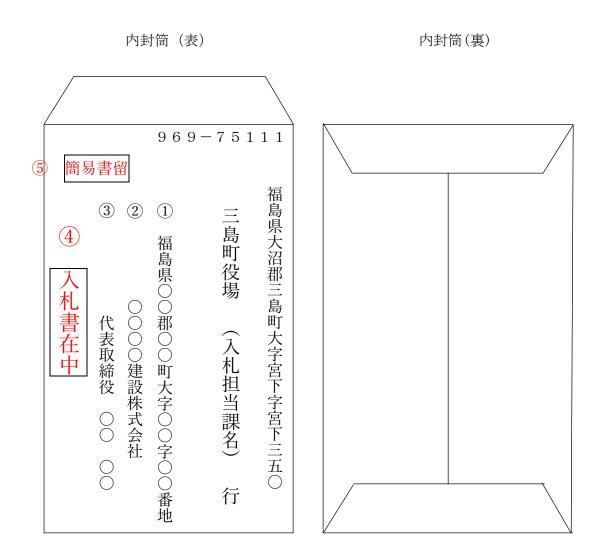




- ※内封筒の記載項目
  - ①商号又は名称
- ②工事等番号
- ③工事等名

- ④工事箇所
- ⑤開札日
- ※封入書類
  - ①入札書
  - ②工事費内訳書(工事に限る)

## 外封筒の記載例



## ※外封筒の記載項目

- ①住所 ②商号又は名称
- ③代表者名 ④入札書在中(※朱書き)
- ⑤一般書留又は簡易書留(※朱書き)

## ※封入書類

内封筒(複数の場合は入札書在中の下に件数を記載)